日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 1. 29

No.14-010

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

更生計画上の削減数は

希望退職者（特早退）数のみか！

自主退職者数等は何処に？

加藤管財人代理

『（自主退職者数）覚えていない』

これで整理解雇を決断とは！

1 月 16 日、日本航空の不当労働行為裁判に傍聴報告（2）

当日は東京地裁大法廷（古久保裁判長）が一杯になる傍聴者の中で、企業再生支援機構の飯塚ディレクターと日本航空の加藤管財人代理の証人尋問（両人とも弁護士）が宣誓後行われました。

今回の裁判では、2010 年 11 月 16 日事務折衝で飯塚ディレクターが「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生支援機構は 3,500 億円の出資はできない」と発言した事実。
加藤管財人代理が、11 月 16 日の事務折衝に出席した後の職場集会で、「『整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生支援機構は 3,500 億円の出資はできない』と決定した」と発言した事実。
上記発言についての事実を飯塚・加藤両人が認め、決定もしていないのに｛正式な見解』「決定した」と恫喝・介入し、その不当労働行為性が更に明らかになりました。（傍聴報告 1 ニュース 14－009 参照）

　更に、今回裁判での加藤管財人代理についての証言ですが、
更生計画上の削減数が、希望（特別早期）退職者数だけでなく任意（自主）退職者数や職変・転籍者数等も含まれる事実を加藤管財人代理が認めました。
　地裁・高裁での「整理解雇撤回の裁判」審理で、会社側は実際の退職者数を明らかにしてきませんでしたが、加藤管財人代理は、今回の裁判で原告団弁護士の追及により自主退職者数が整理解雇の判断および決断時「（自主退職者数を）覚えていない。いま手元にないので・・・・。」と証言した事です。
　整理解雇を決定する当事者の張本人が正確な数値の自覚なしに整理解雇を決断した事実が明確になり、加藤管財人代理の証言によって更に整理解雇の不当性が明白になったと言えます。（高等裁判所の控訴審では、更生計画上の削減数に対し実際の削減数が超過達成していたことを原告団が立証しました。）
リンク：原告団 HP のニュース 323 号を参照すると良く分かります。

同じ人物です

加藤管財人代理
「まずは京セラの様に内部留保『1 兆円』を超えてから安全について語ってほしい。」

参考リンク

JAL 不当解雇撤回ニュース 355 号参照（1 月 16 日・23 日裁判報告）

次回不当労働行為裁判日程

5 月 19 日：東京地裁 527 号法廷（13：10～）

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動へのお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より